

企業年金に関する改善要望について

平成18年11月6日

社団法人 信託協会（年金部会）

○ 現状認識

- 適格年金は、平成24年3月末をもって制度が廃止される。このため、それまでの間に他の年金制度へ移行または解除する必要がある。

<参考：適格年金の実施件数及び減少数（人数別）>

	100名未満	H13年度末比	100名以上	H13年度末比
H13年度末	56,406件	—	17,176件	—
H14年度末	49,863件	△6,543件	16,878件	△298件
H15年度末	43,937件	△12,469件	15,226件	△1,950件
H16年度末	38,742件	△17,664件	14,019件	△3,157件
H17年度末	32,316件	△24,090件	12,774件	△4,402件

- これまで、確定給付企業年金、確定拠出年金等への移行に加え、小規模の適格年金を中心に、制度解除が数多く行われてきたところであるが、100名以上の適格年金については、減少幅が小さく、移行が進んでいない状況である。
- 現在残っている適格年金制度は、100人以上の先を中心に、制度解除ではなく、他の年金制度への移行を現在検討している、あるいは、今後検討することとしているケースが多いと考えられる。

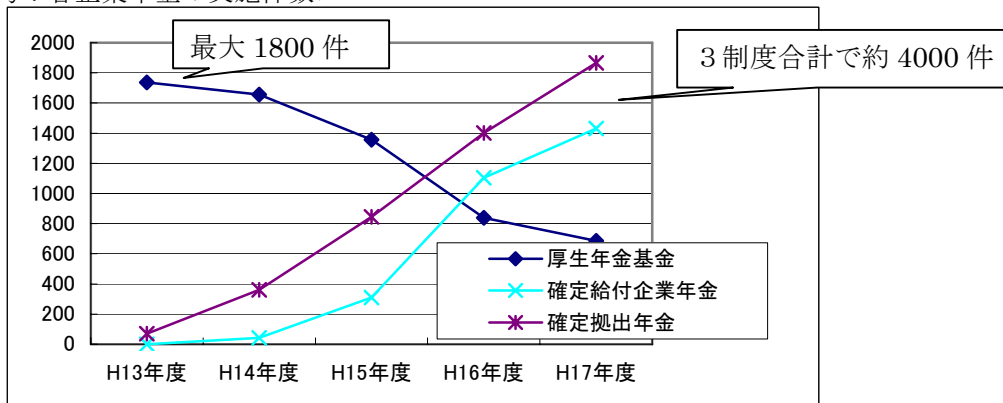
○適格年金からの円滑な移行に向けた具体的な課題と改善要望

－確定給付企業年金・確定拠出年金における承認・認可手続きの簡素化

<現状>

- 事業主等において負担軽減のニーズは強い。
- 今後、適格年金の制度廃止が近づくにつれ、新規設立のための申請件数の増加・集中が見込まれることから、移行がスムーズに行われるよう、承認・認可手続きの見直しが不可欠である。
- また、制度数が大幅に増加することに伴い、規約変更による申請件数についても増加が見込まれ、その状態が継続すると考えられることから承認・認可手続きの簡素化の必要性は高い。

<参考：各企業年金の実施件数>



<改善要望>

- 【DB】・不利益変更該当しない場合等、一定の条件を満たす場合についての、届出事項とする範囲の拡充、事後届出制の導入
 - 規約の承認・認可に係る審査基準の明確化
 - 規約申請時の提出書類の簡素化
- 【DC】・労使合意不要とする規約変更範囲の拡大等の規約変更手続きの簡素化
 - 規約申請時の提出書類の簡素化

－適格年金の積立不足への対応

<現状>

- ・適格年金については、年金資産の積立水準に関する検証制度が不十分なため、必要な積立額に対して年金資産の額が相当程度低い制度が少なからず存在している。

<参考：適格年金の積立水準（信託協会内独自調査）>
適正な積立水準1.00に対して、実態は以下。

積立水準	割合
0.70未満	約5割
0.80未満	約6割
0.90未満	約8割

- ・確定給付企業年金へ移行した場合、より厳しい財政検証が義務付けられることとなる。上述のような積立水準が低い適格年金が確定給付企業年金へ移行すると、移行後の財政検証において、必要とされる積立水準を下回ることとなり、即座に掛金の引上げを求められる可能性がある。
- ・加えて、平成19年4月以降、財政検証に関する経過措置の一部が終了すると、より高い積立水準が求められることとなり、上述の掛金引上げの可能性が高まるため、適格年金から確定給付企業年金への移行がより一層抑制される点が懸念される。（→改善要望①）
- ・また、厚生年金基金と比べると確定給付企業年金は少人数で実施することも可能であることから、事業主によっては、計画的な資金繰りが困難となるケースも想定される。
- ・このため、当分の間、現在の経過措置を延長させた上で、機動的に掛金を拠出できる仕組みを創設すること等により、積立水準を引上げ、受給権保護の為に資産充実を図ることが求められている。（→改善要望②）

<改善要望>

【DB】①財政運営に関する経過措置の内、平成19年3月末で解除予定のものについて、当分の間、延長を求めるもの

②年度毎に発生すると見込まれる不足を機動的に補う為、厚生年金基金でも認められている特例掛金の拠出を可能とすることを求めるもの

－労使合意に基づかない給付増額の発生懸念

<現状>

- ・現状、金利水準が低い為、加入資格喪失後から年金支給開始までの間における据置利回り（以下、据置利率と呼ぶ）を低く設定するケースが多い。
- ・今後、金利上昇する可能性があるが、一定水準を超えると、制度実施時点で労使合意した据置利率とは無関係に、据置利率の引上げ等の給付増額が求められる。（適格年金では大半が即時支給開始であり、同様のケースはほとんどない。）

<改善要望>

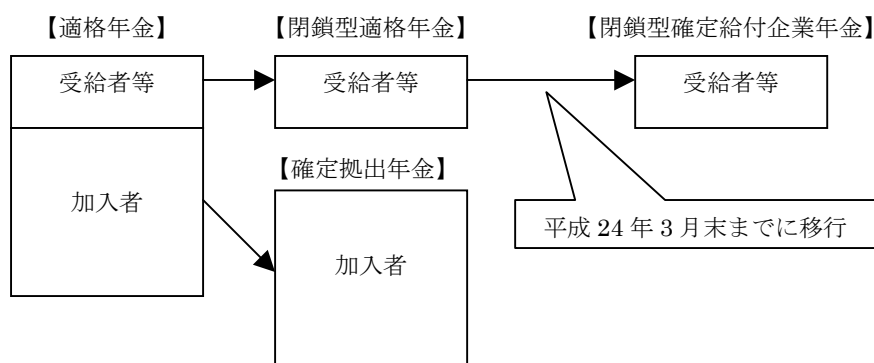
【DB】・労使合意に基づき決定した制度内容が、制度実施後における金利上昇の影響により、労使の意向と関係なく変更を余儀なくされることのないよう、選択一時金の支給上限に係る制限の緩和を求めるもの

一閉鎖型確定給付企業年金の残余財産の取扱の明確化

<現状>

- ・適格年金から確定拠出年金等へ移行した場合、適格年金の受給者の給付のためだけに、適格年金に年金資産を残して運営すること（閉鎖型適格年金）が多い。閉鎖型適格年金は、平成18年3月末時点で199件（信託内）存在しており、今後、適格年金から確定拠出年金への移行が増加することから、閉鎖型適格年金についても増加が見込まれる。これについては、制度を存続させるためには閉鎖型の確定給付企業年金へ移行することが必要である。

<参考：閉鎖型確定給付企業年金への移行図>



そして、全給付が終了した後は通常、残余財産が生じることとなるが、確定給付企業年金の現行の法令等では、その取扱が不明確である。

このことが、労使双方にとって、閉鎖型の確定給付企業年金の導入に対する懸念材料となり、ひいては、確定拠出年金への円滑な移行の妨げになっているケースがある。

<改善要望>

- 【DB】・閉鎖型の確定給付企業年金において、受給者数がゼロとなった場合の残余財産について、当該事業主に帰属することの明示を求めるもの

一確定拠出年金における中途引出要件の緩和

<現状>

- ・現状では、個人別管理資産額が1.5万円以下の場合に限り、企業型年金からの脱退一時金として支給を受けることが可能であるが、限度額が極めて小さいことから該当する対象者は極めて限定的となっている。

この退職を事由とした受給が限定的な点が、適格年金から確定拠出年金への円滑な移行の妨げる1つの要因となっている。

<改善要望>

- 【DC】・現状、個人別管理資産額が1.5万円以下の場合に限られている企業型年金における脱退一時金の上限金額の引き上げを求めるもの

以上